

国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点等について

- ◆ 「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について----- 1
- ◆ 国立大学法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について----- 9
- ◆ 「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について- 17
- ◆ 大学共同利用機関法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について----- 23

事 務 連 絡
平成 2 6 年 9 月 9 日

各国立大学法人
中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長
豊 岡 宏 規

「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について

国立大学法人法第 3 5 条において準用する独立行政法人通則法第 3 5 条において、文部科学大臣は、国立大学法人の中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。

これに先立って、今般、国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関し、国立大学法人評価委員会において専門的な観点から議論をいただき、別添資料（「視点」）がとりまとめられましたので送付いたします。

また、今後、文部科学省において「視点」を踏まえ組織及び業務全般の見直し内容を作成し、平成 2 7 年 6 月を目途に各法人にお示しする予定ですので、念のため申し添えます。

なお、本件について、説明会の開催を予定しておりますので、詳細が決まり次第、追って御連絡をいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省高等教育局

国立大学法人支援課国立大学戦略室

TEL 03-6734-2002 (ダイヤル)

(参考)

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立
行政法人通則法第35条

第35条 主務大臣（※文部科学大臣）は、独立行政法人（※国立大学法人）
の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（※国立大学法人）の
業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわた
る検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣（※文部科学大臣）は、前項の規定による検討を行うに当たって
は、評価委員会（※国立大学法人評価委員会）の意見を聴かなければならない。

3 審議会（※総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人
の（※国立大学法人）中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（※
国立大学法人）の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣（※文部科学大
臣）に勧告することができる。

国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点

文部科学大臣が第2期中期目標期間終了時に行う組織及び業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、各国立大学法人が行う第3期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとして、以下の視点を挙げることはできないか。

1. 見直しの基本的な方向性

- 国立大学は、全国的な高等教育の機会均等の確保、世界最高水準の教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展、計画的な人材育成等への対応、地域の活性化への貢献等の役割を担ってきた。
- 法人化から10年が経過し、法人化の長所を生かした改革が本格化する中、第3期中期目標期間に持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学に更に発展するためには、変化する社会状況を踏まえた国立大学の役割を改めて認識し、機能強化に取り組んでいく必要がある。
- このため、「国立大学改革プラン」(平成25年11月)や中央教育審議会における各種提言等を踏まえ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向けて、各国立大学法人が自らの強み、特色を明示し、国立大学としての役割をそれぞれ果たしつつ、大学として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。
- 第2期中期目標・中期計画の策定の際には、各国立大学法人の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになるよう、また、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、数値目標等を盛り込んだ具体的なものとするよう求めていたが、実際には、抽象的、定性的な記述が少なくない状況であった。このため、第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各法人が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

2. 組織の見直しに関する視点

- 「ミッションの再定義」を踏まえた速やかな組織改革が必要ではないか。特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むべきではないか。
- 法科大学院について、「公的支援の見直しの強化策」を踏まえ、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等を考慮に入れ、入学定員規模の適正化や教育の質の向上を目指すとともに、特に司法試験合格率が著しく低い場合や適切な入学者数を確保する見込みがない場合等、課題のある法科大学院は、組織の廃止や連合も含め、抜本的な見直しを図るべきではないか。
- その他の組織についても、その必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立し、必要に応じて、大学間連携や入学定員の見直しなど、柔軟かつ機動的な組織改革を実施すべきではないか。

3. 業務全般の見直しに関する視点

(1) 教育研究等の質の向上

- 教育研究の内容に関しては、各大学の強み、特色及び社会的役割を十分踏まえた見直しを行うことが必要ではないか。
- 能動的学習（アクティブ・ラーニング）や科目番号制（ナンバリング）等の導入、質を伴った学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的な教育の実施等を通じ、全学的な教学マネジメントの確立に取り組むとともに厳格な成績評価や卒業認定を行うなど、大学教育の質的転換を図るべきではないか。また、明確な人材養成像の下、広範なコースワーク等を通じ、専門分野の枠を越えた統合的かつ体系的な教育を経て、独創的な研究活動を遂行する一貫した「学位プログラム」の構築に組織的に取り組み、質の保証された大学院教育を推進すべきではないか。
- 社会において求められる人材の高度化・多様化を踏まえ、生涯を通じた高度な知識の習得の場としての機能強化や、社会との接続を意識した教育内容の充実が必要ではないか。また、短期プログラムの設定やICTを活用した教育の充実等を進め、社会人が学びやすい環境を整備すべきではないか。
- 学部・大学院それぞれにおける教養教育について、そのポリシーを明確にし、更に充実すべきではないか。

- 国立大学法人の公的な役割に鑑み、各地域における知の拠点として、地域の諸課題の解決及び地域を支える人材育成など、社会貢献や地域貢献を一層果たしていくことが必要ではないか。
- 国内外の優秀な学生や教員を集め、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果を創出するため、国際通用性を意識した教育プログラムの質保証に向けた取組や国際化に対応した学事暦の柔軟化、英語による授業の拡大を進めるとともに、国境を越えた教育連携や共同研究、日本人学生の海外派遣の促進等が必要ではないか。
- イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備えた人材を育成するため、「理工系人材育成戦略」（仮称）等を踏まえ、大学院を中心とした機能強化を図るとともに、人文社会科学などの分野においても、その特色を生かした取組を進めることが必要ではないか。
- 教育研究資源を大学の枠を越えて有効活用し、質の高い教育研究を行う観点から、教育課程、産学連携等の共同実施や施設・設備の共同利用を図ることが必要ではないか。
- 教員の採用や配置に当たり、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、多様な教員構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることが必要ではないか。
- 入学者選抜は、大学入学後の教育課程と入学者選抜の評価方法との関係性や求める能力の評価方法が明確化された各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、知識偏重の入学者選抜から脱却し、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換していくことが必要ではないか。
- 経済的に困窮している学生等に対する支援の充実や就職支援の取組、留学生や障害のある学生などの多様な学生に対する支援機能の強化を行う必要があるのではないか。
- 法科大学院は、法学未修者教育の充実、法曹の職域拡大への対応、質の高い教育資源を活用した他の法科大学院に対する支援など、入学者選抜状況や司法試験合格状況の改善などにつながる機能の強化を図る必要があるのではないか。
- 附属病院は、優れた医療人を養成するとともに、質の高い臨床研究を行う教育研究機関であるとの基本的な認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や、新たな医薬品・医療技術等の研究開発に取り組むことが必要ではないか。また、地域の医療需要を踏まえて、高度急性期医療機能の強化を図るなど、都道府県等と連携して地域医療に取り組むことが必要ではないか。これらの取組を通じて特色ある病院運営の強化を図ることが必要ではないか。
- 附属学校は、学部・研究科等における教育に関する研究に組織的に協力する

ことや、教育実習の実施への協力を行うことなどを通じて、附属学校の本来の設置趣旨に基づいた活動を推進することにより、その規模も含め存在意義を明確にするとともに、大学の持つリソースの一層の活用も含め、先導的・実験的な取組をはじめとする附属学校に本来求められる機能の強化を図る必要があるのではないか。

- 共同利用・共同研究拠点は、個々の大学の枠を越えた当該研究分野の中核的研究拠点としての役割を果たすため、業務の見直しを通じた機能強化を図るとともに、各大学の強みや特色の重点化に貢献することが必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 学長のリーダーシップの下で大学の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、学長を補佐する体制の強化を図ることが必要ではないか。
- 社会や地域のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な学外者の意見を法人運営に適切に反映していくことが必要ではないか。
- 監事が、財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化を図ることが必要ではないか。
- 優秀な若手・外国人の増員や教員の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築することが必要ではないか。
- 外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、一般管理費比率の抑制等、財務に関する各法人の更なる努力が必要ではないか。
- 効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立を図っていくことが必要ではないか。
- 効率的な法人運営を行うため、他の大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築などの大学間連携の取組が必要ではないか。
- グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長

寿命化など老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行うことが必要ではないか。

- 保有資産の不断の見直しに努めることが必要ではないか。
- 国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会に還元されるべきものであることを十分認識し、各法人の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すとともに、「大学ポートレート」を活用するなど、積極的に情報発信することが必要ではないか。
- 放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組が必要ではないか。
- 国立大学法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に進めていくため、学内規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化が必要ではないか。
- 研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を整備することが必要ではないか。

事 務 連 絡

平成 2 6 年 9 月 9 日

各国立大学法人

中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長

豊 岡 宏 規

国立大学法人の第 3 期中期目標・中期計画の項目等について

このたび、各国立大学法人における第 3 期中期目標・中期計画の策定に当たっての参考とされたく、別添資料をとりまとめましたので送付いたします。

第 2 期からの変更点としては、「入学者選抜」や「教育研究組織の見直し」に関する項目を新たに追加するなど、近年の政策課題や国立大学法人を取り巻く状況を踏まえたものとしています。

なお、第 2 期に見直しを行った、「例示の簡素化」や「最小単位の項目数の目安の設定」等については、第 3 期においても引き継ぐこととしています。

今後のスケジュールとしては、平成 2 7 年 6 月中を目途に各法人から中期目標・中期計画の素案を文部科学省に提出いただき、国立大学法人評価委員会における審議を経て、平成 2 7 年度中に中期目標の策定、中期計画の認可等に係る正式な手続を行うことを見込んでいます。

【本件問合せ先】

文部科学省高等教育局

国立大学法人支援課国立大学戦略室

TEL 03-6734-2002 (ダイヤル)

国立大学法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について（概要）

【第2期中期目標・中期計画の項目等との主な変更点】

○大学の基本的な目標（中期目標前文）

「国立大学改革プラン」（平成25年11月）等の記述や、自らの強み、特色、社会的役割を踏まえ一層の個性化・機能強化を図る観点から記載することを明示

○大学の教育研究等の質の向上に関する目標及び目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 「入学者選抜」に関する項目を追加
- ・ 「社会との連携や社会貢献」に関する項目を「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究」に関する項目に変更するとともに、「教育」、「研究」に関する項目と同列に整理
- ・ 「国際化」に関する項目を「グローバル化」に関する項目に変更

○業務運営の改善及び効率化に関する目標及び目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 「組織運営の改善に関する目標」の注記にガバナンス機能の強化、人事・給与制度の弾力化等を例示として追加
- ・ 「教育研究組織の見直し」に関する項目を追加

○その他業務運営に関する重要目標及び重要目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 「法令遵守」に関する項目を「法令遵守等」に関する項目に変更するとともに、目標の注記に研究における不正行為、研究費の不正使用の防止体制等を例示として追加

【その他】

第2期中期目標・中期計画の項目等において行った、中期計画の「記載事項の例」を示さないなど例示の簡素化や、中期計画の項目数について目安の設定（原則100項目を下回る）等は、第3期においても引き継ぐものとする。

【策定に当たっての主な留意点】

- 記載に当たっては、各法人の特性等に応じて様々に工夫してください。
- 記載内容は、原則として全学的な視点からのものとしませんが、各法人の強み、特色及び社会的役割を踏まえ、全学的な観点から重視又は見直しする事項については、特定の分野や個々の学部・研究科等に係る内容でも積極的にその具体的な内容を記載してください。
- 中期計画には、達成すべき数値や達成すべき時期のほか、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標を可能な限り盛り込んでください。

国立大学法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 (注) 大学の基本的な目標や使命を、「国立大学改革プラン」(平成25年11月)等の記述や、自らの強み、特色、社会的役割を踏まえ一層の個性化・機能強化を図る観点から、明確かつ簡潔に記載してください。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>2 教育研究組織 (注) この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科等並びに別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く旨を記載してください。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 (注) 1. 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。 2. ミッションの再定義等で明らかにした養成人材像、身に付けさせる能力等も踏まえつつ、教育課程、教育方法及び成績評価等について記載してください。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標 (注) 教職員の配置、教育環境の整備、教育の質の改善のためのシステム等について記載してください。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標 (注) 学生の学習支援や生活支援等について記載してください。</p> <p>(4) 入学者選抜に関する目標 (注) アドミッションポリシーに基づき、知識偏重の入学者選抜から脱却し、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するシステムへの転換等、入学者選抜の改善について記載してください。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 (注) 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて具体的な方策を記載してください。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (注) 学生収容定員を別表に記載してください。(様式は別紙参照)</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置</p>

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(注) ミッションの再定義等で明らかにした強みや特色等も踏まえつつ、目指すべき研究の水準や、成果の社会への還元等について記載してください。

(2) 研究実施体制等に関する目標

(注) 研究者等の配置、研究環境の整備、研究の質の向上システム等について記載してください。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

(注) 「地（知）の拠点整備事業」に採択されている大学は、一般的な社会との連携及び社会貢献に関する目標とは別に、本事業の趣旨を踏まえ、地域再生・活性化等を目指し、地域の課題解決を担う人材を輩出するため、自治体等地域社会との連携による全学的な教育・研究の推進等の目標について記載してください。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

(注) 人材・システムのグローバル化を踏まえた国際水準の教育研究の展開、留学・留学生支援等について、記載してください。

「スーパーグローバル大学等事業」等に採択されている大学は、事業の趣旨を踏まえ、全学的な国際通用性と大学の特性や強みを生かした国際競争力の向上等に向けた目標について記載してください。

(2) 附属病院に関する目標

(注) 附属病院としての設置目的を踏まえ、医療の質の向上、医療人育成、臨床研究、運営等について記載してください。

(3) 附属学校に関する目標

(注) 附属学校としての設置目的を踏まえ、教育活動や学校運営の改善の方向性等について記載してください。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

(注) 「地（知）の拠点整備事業」に採択されている大学は、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を通じた学生の地域に関する知識・理解の深化、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施等について記載してください。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

(注) 「スーパーグローバル大学等事業」等に採択されている大学は、当該事業で設定している達成すべき数値も踏まえて記載してください。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標 (注) ガバナンス機能の強化、人事・給与制度の弾力化、それらの実効性を担保するための戦略的な学内資源再配分など組織運営の改善について記載してください。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 (注) ミッションの再定義等で明らかにした各大学が有する強み、特色、社会的役割を中心にして各大学の機能強化を図るための教育研究組織の見直し、再編成等について記載ください。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標 (注) 事務処理の効率化・合理化や、事務組織の機能・編成の見直し等について記載してください。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (注) 必要に応じ、分野又は教育研究組織ごとに分けて記載してください。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標 (注) 附属病院を含め法人全体の財務内容の改善について記載してください。</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 (注) 資産の有効活用やスリム化等について記載してください。</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (注) 大学の教育研究等の目標や経営戦略を踏まえ、教育研究の質の向上や老朽化対策の推進に向けた施設整備・活用等について記載してください。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p>

2 安全管理に関する目標**3 法令遵守等に関する目標**

(注) 経理の適正化、情報セキュリティ、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等、法令等に基づく適正な法人運営について、記載してください。

特に、研究における不正行為、研究費の不正使用については、研究活動に対する信認を失墜させ科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることを踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任の整備等についても記載してください。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置**3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置****(その他の記載事項)** (別紙に整理)

○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画 ○人事に関する計画 ○中期目標期間を超える債務負担 ○積立金の使途

(備考)

1. 様式は、A4版横長用紙に横書きとしてください。
2. 中期計画として別紙に記載する学生収容定員については、平成28年度時点の学部・研究科等の単位で後年度の学年進行分も含め記載してください。その際、①医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る定員及び②研究科における各課程(修士、博士、専門職学位)別の定員については、その内数を記載してください(別紙「学部等の記載例」参照)。
3. 学部の学科、研究科の専攻に関しては、年度計画にその名称、収容定員を記載してください(別紙「学部等の記載例」参照)。

学部等の記載例

中期目標		中期計画		年度計画		
別表1 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)		別表 (学部の学科、研究科の専攻等)		
学部	法学部 医学部 工学部	学部	法学部 ○○人 医学部 ○○人 (うち医師養成に係る分野△人) 工学部 ○○人	法学部	法学科 ○○人	
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科	研究科	法学研究科 ○○人 うち修士課程 △△人 博士課程 △△人 専門職学位課程 △△人 医学研究科 ○○人 (うち…) 工学研究科 ○○人 (うち…)	医学部	医学科 ○○人 (うち医師養成に係る分野△人)	
				工学部	保健学科 ○○人 電子工学科 ○○人 機械工学科 ○○人 土木工学科 ○○人	
				法学研究科	法学政治学専攻 ○○人 うち修士課程 △△人 うち博士課程 △△人	
				医学研究科	医学専攻 ○○人 (うち…)	
				工学研究科	国際保健学専攻 ○○人 電子工学専攻 ○○人 機械科学専攻 ○○人	
別表2 (共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)						
【共同利用・共同研究拠点】 ○○研究所 ○○研究センター 【教育関係共同利用拠点】 ○○センター						

※中期計画の学生収容定員については、平成28年度時点の学部・研究科等の単位で後年度の学年進行分も含め記載してください。

留意事項

1. 全般的な留意事項

- ・本資料は、中期目標・中期計画の記載事項と記載に当たって盛り込んでいただく必要のある内容を示したものです。ただし、各記載事項の記載の仕方は、**各法人の特性等に応じて様々に工夫**してください。また、「大学の基本的な目標」、「中期目標の期間及び教育研究組織」及びローマ数字部分の項目は必須の記載事項ですが、それ以外の項目については、法人の特性等に応じ、適宜項目の省略や項目の追加等を行っても結構です（項目の内容により、ある事項を二以上の項目に重複して記載することも構いません。）。
- ・記載内容は、原則として全学的な視点からのものとしませんが、**各法人の強み、特色及び社会的役割を踏まえ、全学的な観点から重視又は見直しする事項については、特定の分野や個々の学部・研究科等に係る内容でも積極的にその具体的な内容を記載するものとし、明確かつ簡潔に記載してください。**なお、各法人の一層の個性化を図る事項を中心に記載するものとし、必ずしも全ての活動を記載する必要はないことに御留意ください。
- ・具体的な事項の記載に当たっては、各法人の方針に照らし、以下の内容等も参考にして作成してください。
 - ・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成24年8月28日、中央教育審議会答申）
 - ・第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日、閣議決定）
 - ・今後の国立大学の機能強化に向けた考え方（平成25年6月20日、平成26年7月24日改訂）
 - ・教育再生実行会議 第三次提言（平成25年5月28日）、第四次提言（平成25年10月31日）
 - ・国立大学改革プラン（平成25年11月）
 - ・大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日、中央教育審議会大学分科会）
- ・中期目標・中期計画は、国立大学法人評価委員会による中期目標期間終了後の評価の基本的な基準や要素としての性格を持つこと、また、国立大学法人運営費交付金の配分に当たり、国立大学法人評価の結果が活用されることに御留意ください。

2. 中期目標に関する留意事項

- ・「大学の基本的な目標」に記載する基本的な目標を踏まえ、6年間の中期目標を設定してください。
- ・原則として、中期目標期間の6年間で計画的に実施し、達成したか否かを評価することが可能な事項を設定するよう努めてください。したがって、中期目標期間と比較して過度に長期的な事項や過度に短期的な事項は含めないように御留意ください。
- ・各法人の第二期中期目標期間の成果等を踏まえて第三期中期目標を設定するようにしてください。その際、実現可能性に配慮しつつも、中期目標における達成水準は、各法人の可能な限りの努力を促すものとなるよう御留意ください。

3. 中期計画に関する留意事項

- ・中期計画は、中期目標に掲げられた目標を達成するための手段や方策を具体的に規定するものであることから、中期目標を達成するための具体的な措置を記載し、中期目標の内容と重複しないように御留意ください。
- ・中期計画には、**達成すべき数値（「△の割合を○%にする」など）や達成すべき時期（「平成□年度までに、・・・を行う」など）のほか、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標（日本人の海外留学者数、留学生数、大学院入学者の構成、女性・外国人教員比率など）を可能な限り盛り込んでください。**また、達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」など）は、控えるよう御留意ください。
- ・各法人が中期計画に設定する最小単位の項目の総数は、各法人の規模や特性等を勘案しつつ、**原則として100項目**を下回るようにしてください。

事 務 連 絡
平成 2 6 年 9 月 9 日

各大学共同利用機関法人
中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省研究振興局学術機関課長
木 村 直 樹

「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について

国立大学法人法第 3 5 条において準用する独立行政法人通則法第 3 5 条において、文部科学大臣は、大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。

これに先立って、今般、大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関し、国立大学法人評価委員会において専門的な観点から議論をいただき、別添資料（「視点」）がとりまとめられましたので送付いたします。

また、今後、文部科学省において「視点」を踏まえ組織及び業務全般の見直し内容を作成し、平成 2 7 年 6 月を目途に各法人にお示しする予定ですので、念のため申し添えます。

なお、「視点」の内容に関連し、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において、共同利用・共同研究体制の強化に向けた大学共同利用機関の在り方の検討が行われておりますので、その検討状況についても、引き続き御留意のほどお願いいたします。

本件については、別途、説明の機会を予定しておりますので、詳細が決まり次第、追って御連絡をいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省 研究振興局 学術機関課
TEL 03-6734-4301 (ダイヤル)

(参考)

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法第35条

第35条 主務大臣（※文部科学大臣）は、独立行政法人（※国立大学法人）の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（※国立大学法人）の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣（※文部科学大臣）は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会（※国立大学法人評価委員会）の意見を聴かなければならない。

3 審議会（※総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の（※国立大学法人）中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（※国立大学法人）の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣（※文部科学大臣）に勧告することができる。

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点

文部科学大臣が第2期中期目標期間終了時に行う組織及び業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、各大学共同利用機関法人が行う第3期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとして、以下の視点を挙げるることができるのではないかと。

1. 見直しの基本的な方向性

- 大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が機構を構成したメリットを活かし、機構としての一体的な運営を進め、一定の成果を上げてきた。一方で、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として、共同利用・共同研究機能の更なる向上を図るとともに、新たな学問領域の創成に向けて従来の学問分野を越えた取組を一層推進することが今後の課題である。
- このため、各機構においては、「国立大学改革プラン」（平成25年11月）や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大学共同利用機関としての役割をそれぞれ果たすため、業務の見直しを通じ、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に資する観点から機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、機構本部のイニシアティブにより、機構として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。
- 機構として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。
- 第2期中期目標・中期計画の策定の際には、各機構の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになるよう、また、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、数値目標等を盛り込んだ具体的なものとするよう求めていたが、実際には、抽象的、定性的な記述が少なくない状況であった。このため、第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各機構が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

2. 組織の見直しに関する視点

- 各機構においては、国立大学改革の動向を踏まえつつ、「ミッションの再定義」に基づいた速やかな組織改革が必要ではないか。その際、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、機構の枠組みにとらわれない体制整備や、組織の再編等を行うことで新たな研究組織を整備するなど、機構の組織等の在り方を検討することが必要ではないか。また、同様に、各大学共同利用機関についても、今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要ではないか。
- これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立し、柔軟かつ機動的な組織改革を実施すべきではないか。

3. 業務全般の見直しに関する視点

(1) 教育研究等の質の向上

- 共同利用・共同研究機能を一層高め、異分野融合・新分野創成を促す観点から、「ミッションの再定義」や大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実を図ることが必要ではないか。
- 多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的な研究環境の整備を推進すること、また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることが必要ではないか。
- 新たな学問領域の創成に資するとともに、上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大することが必要ではないか。
- 学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていくことが必要ではないか。
- 各大学の強みや専門性を生かした研究を支援する観点から、研究者個人による連携だけでなく大学等との協定等に基づき、大学共同利用機関が中核となって共同利用・共同研究拠点を包含する大学等と組織的な双方向連携による共同研究に取り組むことを、大学共同利用機関の中核的な機能として位置づけること

が必要ではないか。

- 大学共同利用機関が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する総合研究大学院大学及び各大学等との組織的な双方向連携による教育活動を一層進めることが必要ではないか。
- 急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出のため、国境を越えた共同研究等を行うことが必要ではないか。
- 人文社会科学を含む様々な分野における最先端の研究成果や活用可能なコンテンツについて、産業界等と連携を図るなど、それらを応用することにより、イノベーションの創出に向けた取組が必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 機構長のリーダーシップの下で機構の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、機構長を補佐する体制の強化を図ることが必要ではないか。
- 研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくことが必要ではないか。
- 監事が、財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や機構内部の意思決定システムをはじめとした機構のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化を図ることが必要ではないか。
- 優秀な若手・外国人の増員や研究者の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築することが必要ではないか。
- 外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、一般管理費比率の抑制等、財務に関する各機構の更なる努力が必要ではないか。
- 効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立を図っていくことが必要ではないか。

- 効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組が必要ではないか。
- グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行うことが必要ではないか。
- 保有資産の不断の見直しに努めることが必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各機構の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信することが必要ではないか。
- 放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組が必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化が必要ではないか。
- 研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を整備することが必要ではないか。

事 務 連 絡

平成 2 6 年 9 月 9 日

各大学共同利用機関法人

中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省研究振興局学術機関課長

木 村 直 樹

大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標・中期計画の項目等について

大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画の項目等については、第 1 期・第 2 期においては項目例を示していませんでしたが、第 3 期における中期目標・中期計画の策定に当たっての参考とされたく、各法人の第 2 期中期目標・中期計画の項目に基づき、近年の政策課題や大学共同利用機関法人を取り巻く状況を踏まえ、別添資料をとりまとめましたので、送付いたします。

今後のスケジュールとしては、平成 2 7 年 6 月中を目途に各法人から中期目標・中期計画の素案を文部科学省に提出いただき、国立大学法人評価委員会における審議を経て、平成 2 7 年度中に中期目標の策定、中期計画の認可等に係る正式な手続を行うことを見込んでいます。

【本件問合せ先】

文部科学省 研究振興局 学術機関課

TEL 03-6734-4301 (ダイヤル)

大学共同利用機関法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について(概要)

【第2期中期目標・中期計画を踏まえ標準化等を図った主な項目】

○ 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標及び目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 研究に関する目標・計画における項目を「研究水準及び研究の成果等」に関する項目、「研究実施体制等」に関する項目に整理
- ・ 共同利用・共同研究に関する目標・計画における項目を「共同利用・共同研究の内容・水準」に関する項目、「共同利用・共同研究の実施体制」に関する項目に整理
- ・ 教育に関する目標・計画における項目を「大学院等への教育協力」に関する項目、「人材育成」に関する項目に整理
- ・ 社会との連携及び社会貢献に関する目標・計画における項目を「教育」「研究」等に関する項目と同列に整理
- ・ その他の目標・計画における項目を「グローバル化」に関する項目として整理

○ 業務運営の改善及び効率化に関する目標及び目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 「組織運営の改善」、「教育研究組織の見直し」、「事務等の効率化・合理化」に関する項目に整理

○ その他業務運営に関する重要目標及び重要目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 「法令遵守等」に関する項目を設定(本項目には不正行為、研究費の不正使用の防止体制等も含む)

【策定に当たっての主な留意点】

- 記載に当たっては、各法人の特性等に応じて様々に工夫してください。
- 記載内容は、原則として機構の全体的な視点からのものとしませんが、各法人の強み、特色及び社会的役割を踏まえ、機構の全体的な観点から重視又は見直しする事項については、特定の分野や個々の機関等に係る内容でも積極的にその具体的な内容を記載してください。
- 中期計画には、達成すべき数値や達成すべき時期のほか、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標を可能な限り盛り込んでください。
- 各法人が中期計画に設定する最小単位の項目の総数は、各法人の特性等を勘案しつつ、原則として100項目を下回るようにしてください。

大学共同利用機関法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 研究機構の基本的な目標</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>2 大学共同利用機関</p>	
<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>2 共同利用・共同研究に関する目標</p> <p>(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標</p> <p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標</p> <p>3 教育に関する目標</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標</p> <p>(2) 人材育成に関する目標</p> <p>4 社会との連携及び社会貢献に関する目標</p> <p>5 その他の目標</p> <p>(1) グローバル化に関する目標</p>	<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 人材育成に関する目標を達成するための措置</p> <p>4 社会との連携及び社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>5 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置</p>

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 事務等の効率化・合理化に関する目標	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
III 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 3 資産の運用管理の改善に関する目標	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
V その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 法令遵守等に関する目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置
(その他の記載事項) (別紙に整理) ○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画 ○人事に関する計画 ○中期目標期間を超える債務負担 ○積立金の使途	

(備考)

様式は、A4版横長用紙に横書きとしてください。

留意事項

1. 全般的な留意事項

- ・本資料は、中期目標・中期計画の記載事項と記載に当たって盛り込んでいただく必要のある内容を示したものです。ただし、各記載事項の記載の仕方は、**各法人の特性等に応じて様々に工夫**してください。また、「研究機構の基本的な目標」、「中期目標の期間及び教育研究組織」及びローマ数字部分の項目は必須の記載事項ですが、それ以外の項目については、法人の特性等に応じ、適宜項目の省略や項目の追加、又は項目の組合せ等を行っても結構です（項目の内容により、ある事項を二以上の項目に重複して記載することも構いません。）。
- ・記載内容は、原則として機構の全体的な視点からのものとし、**各法人の強み、特色及び社会的役割を踏まえ、機構の全体的な観点から重視又は見直しする事項については、特定の分野や個々の機関等に係る内容でも積極的にその具体的な内容を記載するものとし、明確かつ簡潔に記載してください。**なお、各法人の一層の個性化を図る事項を中心に記載するものとし、必ずしも全ての活動を記載する必要はないことに御留意ください。
- ・具体的な事項の記載に当たっては、各法人の方針に照らし、以下の内容等も参考にして作成してください。
 - ・大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について（審議のまとめ）（平成24年8月科学技術・学術審議会研究環境基盤部会）
 - ・共同利用・共同研究体制の強化に向けて（中間まとめ）（平成26年7月25日科学技術・学術審議会研究環境基盤部会）
 - ・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成24年8月28日中央教育審議会答申）
 - ・今後の国立大学の機能強化に向けた考え方（平成25年6月20日、平成26年7月24日改訂）
 - ・第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）
 - ・教育再生実行会議 第三次提言（平成25年5月28日）、第四次提言（平成25年10月31日）
 - ・国立大学改革プラン（平成25年11月）
 - ・大学のガバナンス改革の推進について（審議のまとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）
- ・中期目標・中期計画は、国立大学法人評価委員会による中期目標期間終了後の評価の基本的な基準や要素としての性格を持つこと、また、国立大学法人運営費交付金の配分に当たり、国立大学法人評価の結果が活用されることに御留意ください。

2. 中期目標に関する留意事項

- ・「研究機構の基本的な目標」に記載する基本的な目標を踏まえ、6年間の中期目標を設定してください。
- ・原則として、中期目標期間の6年間で計画的に実施し、達成したか否かを評価することが可能な事項を設定するよう努めてください。したがって、中期目標期間と比較して過度に長期的な事項や過度に短期的な事項は含めないように御留意ください。
- ・各法人の第二期中期目標期間の成果等を踏まえて第三期中期目標を設定するようにしてください。その際、実現可能性に配慮しつつも、中期目標における達成水準は、各法人の可能な限りの努力を促すものとなるよう御留意ください。

3. 中期計画に関する留意事項

- ・中期計画は、中期目標に掲げられた目標を達成するための手段や方策を具体的に規定するものであることから、中期目標を達成するための具体的な措置を記載し、中期目標の内容と重複しないように御留意ください。
- ・中期計画には、**達成すべき数値（「△の割合を○%にする」など）や達成すべき時期（「平成□年度までに、・・・を行う」など）のほか、その計画が遂行されているかどうか検証することができる指標（論文数、共同研究員の受入者数、女性・外国人研究者比率、シンポジウム等開催数など）を可能な限り盛り込んでください。**また、達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」など）は、控えるよう御留意ください。
- ・各法人が中期計画に設定する最小単位の項目の総数は、各法人の規模や特性等を勘案しつつ、**原則として100項目を下回るよう**にしてください。